

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年4月1日(木) 号外第49号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 家畜伝染病予防法による注射の命令(173)(畜産課)・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第173号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずるので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 注射の方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射